

○制限外積載許可取扱要領の制定について(通達甲)

平成28年 1月28日

交規発第62号

改正 平成31年 3月 8日交規発第120号

令和元年10月18日交規発第360号

令和 2年11月30日交規発第347号

令和 4年 8月 3日交規発第286号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

制限外積載許可の取扱いに関し「制限外積載許可取扱要領の制定について(例規)」(平成12年 3月 2日高交規発第152号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、制限外積載許可の取扱いに関し別添のとおり「制限外積載許可取扱要領」を定め、平成28年 2月 1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

制限外積載許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第57条第3項に規定する署長の許可(第6の2を除き、以下「許可」という。)について必要な事項を定め、その取扱いの斉一を図ることを目的とする。

第2 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。この場合において、当該車両の運転者が複数であるときは、その全員を申請者として、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとし、申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。

なお、車両の運転者が複数であるときとは、長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に係る運転期間内に運転者が交替する場合などである。

第3 許可の申請

許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第8条に定めるところにより、申請書2通を出発地警察署長に提出しなければならないこととされている。この場合において、署長は、申請を審査するために必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

第4 許可の単位

許可は、原則として一個の運転行為ごとに行うものとする。

なお、一個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で、車両、積載物、運転経路及び時間帯がそれぞれ一つのものをいう。

第5 許可の期間

許可の期間は、原則として一個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

第6 申請手続の特例

第4及び第5の定めにかかわらず、申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところにより取り扱うものとする。

1 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為である場合

同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、次に掲げる事項を全て満たすものに限り、包括して一個の運転行為とみなして

処理するとともに、原則として1年以内の期間を指定して許可することができるものとする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

2 法による他の許可と競合する場合

同一車両について、制限外積載許可のほか法第56条第1項に規定する設備外積載又は同条第2項に規定する荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

第7 積載物の測定方法

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次に定めるところにより計測する。

1 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両と平行に測る(別図参照)。

2 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両と平行に測る(別図参照)。

3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、そこから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る(別図参照)。

第8 審査基準

申請により許可を求められた署長は、次に定めるところにより、当該申請について審査するものとする。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、補正がされない場合は、当該申請を拒否するものとする。

1 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文に規定する積載重量等の制限又は同条第2項の規定による公安委員会が定める積載重量等の制限を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

なお、当該貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断し、運転者、貨物の所有者等の主観的事情(経費節約、時間の短縮等)により左右してはならない。

2 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が次に掲げる場合又は積載物の重量が政令第22条第2号及び第23条第2号に規定する制限を超えることとなる場合は、第11及び第12の1に定めるところにより、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

(1) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び側車付きの自動二輪車(側車付きの自動二輪車については、ア及びイに係る部分に限る。)

ア 積載物の長さ

自動車の長さ、その長さの10分の5を加えた長さを超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル(セミトレーラ連結車にあっては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル)を超える場合。

イ 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合。

ウ 積載物の高さ

4.3メートル(三輪の普通自動車及び府令第7条の14に規定する普通自動車にあっては3.0メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後から、自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合

(イ) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合

(2) 小型特殊自動車

ア 積載物の長さ

自動車の長さ、その長さの10分の5を加えた長さを超える場合

イ 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合

ウ 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後から、自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合

(イ) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合

(3) 自動二輪車(側車付きのものについては、ア及びイに係る部分を除く。)

ア 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置(リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置。エにおいて同じ。)の長さの2倍の長さを超える場合

イ 積載物の幅

自動車の幅(府令第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅)を超える場合

ウ 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

(ア) 乗車装置又は積載装置の前後から、その乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合

(イ) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと(府令第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出すとき。)

(4) 原動機付自転車

ア 積載物の長さ

積載装置(リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置。イ及びエにおいて同じ。)の長さの2倍の長さを超える場合

イ 積載物の幅

原動機付自転車の幅(リヤカーを牽引する場合にあっては、積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅)を超える場合

ウ 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

- (ア) 積載装置の前後から、その積載装置の長さを超えてはみ出す場合
- (イ) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと(リヤカーを牽引する場合にあっては、積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出すとき。)

3 運転の期間及び運転経路

(1) 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路に、その貨物の運搬に障害となるもの(重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等)が存在しないこと。

4 その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

- (1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号の規定に照らし、適切であると認められること。
- (2) 当該積載による運転が、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があると認められないこと。

第9 審査の方法

許可申請に係る審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所、積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法、図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第10 許可の条件

出発地警察署長が許可に付することができる条件は、政令第24条第1項に規定されているが、同項第3号の「道路における危険を防止するため必要と認める事項」は、次のとおりである。

- 1 運転の時間帯の指定に関する事項
- 2 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- 3 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項

第11 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

署長は、許可申請に係る積載による運転が道路法(昭和27年法律第180号)第

47条の2第1項に規定する車両の通行の許可又は同法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るよう努めること。

2 合同会議の開催等

超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うよう努めること。

第12 交通規制課との協議

- 1 署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が第8の2に掲げる場合において、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し交通規制課と協議しなければならない。
- 2 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通規制課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するよう努めること。

第13 交番員、駐在所員等による専決処分

署長は、高知県警察処務規程(平成17年4月本部訓令第8号)第23条の規定により、制限外積載について交番、駐在所等に勤務する警察官に専決させることができるが、第11及び第12の事項に該当する場合は、署長の指揮の下に許可の可否を判断すること。

別図 (第7関係)

